貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３０年９月分)

９月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
１	株式会社インフィニティ（法人番号１４６０００１００５１２５）　代表者大久保渉	北海道釧路市興津５丁目８番１号	本社営業所	北海道釧路市星が浦北２丁目１番３８号	H30.9.3	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他４件	平成３０年６月２６日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（３）運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条）、（４）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第１項から３項）、（５）運行指示書の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第１項）	０	０
２	株式会社北日本重量（法人番号２４５０００１００５９７５）代表者影本秀基	北海道旭川市永山北２条８丁目９番地６	本社営業所	北海道旭川市永山北２条８丁目９番地６	H30.9.5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項　他２件	平成３０年６月１９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）、（２）運行指示書の保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の３第４項）、（３）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）	０	０
３	幸和運輸株式会社（法人番号１４３００１０４９９５０）　代表者横川幸和	北海道小樽市築港７番１２号	釧路営業所	北海道釧路市西港１丁目８８番地７	H30.9.25	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１件	平成３０年７月２４日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（２）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１３条本文関係、第１号）	０	０
	以下余白									